

山口市オンライン学習通信費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童・生徒が、感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時だけでなく、通常の家学習においてもICTを活用したオンライン学習に取り組めるよう家庭における通信環境整備を促進するに当たり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の負担軽減を図るため、インターネット接続サービスに係る利用料（以下「通信費」という。）の一部を補助するオンライン学習通信費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助の対象となるのは、小学校又は中学校に在籍する児童・生徒が、家庭において常時インターネットを活用して家学習をするための通信環境が整備されている世帯で、山口市就学援助費交付要綱に基づき認定を受けた児童・生徒の保護者（以下「対象者」という。）とする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けているものは対象外とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、対象者が負担する、児童・生徒がインターネットを活用して家学習を行うために必要な通信費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1世帯当たり年1万4千円を上限とする。ただし、対象者である期間が1年に満たない場合は、上限額を12で除した金額に対象者である期間の月数を乗じた金額（小数点以下、端数切捨て）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、通信費を負担していることが確認できる資料を添えて、オンライン学習通信費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定に関わらず、交付申請に係る手続きについては、電子申請システムを用いて行うことができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者（以下「補助対象者」という。）に対してはオンライン学習通信費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また、交付しないことを決定した者に対してはオンライン学習通信費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（変更事項等の届出）

第7条 補助対象者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後、補助対象要件や口座情報に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、補助対象者に対し、山口市就学援助費交付要綱第6条に定める認定期間に係る補助金の全額を当該年度の3月に補助対象者が指定した口座へ振り込むものとする。ただし、年度途中で第2条に定める対象者の要件を満たさなくなった場合は、その月末までの補助金の全額を随時支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、オンライン学習通信費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全額又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和3年

4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

就学援助費申請書受領番号

オンライン通信費補助金交付申請書兼請求書

受付印
通知日
提出日

(宛先) 山 口 市 長

年 月 日

私は、 年度オンライン通信費補助金交付申請をするにあたり、内容審査に必要となる 年度就学援助費受給状況について、山口市教育委員会が確認することに同意します。

また、山口市オンライン通信費補助金交付要綱に基づく要件に該当しなくなった場合や指示に違反した場合は、支給された補助金の全額又は一部を返還することに同意します。

〒

保護者住所 (自宅) _____

氏名 (携帯) _____

【小・中学校に在学の児童・生徒】

フリガナ 児童生徒名	学 校 名
1	小中
2	小中
3	小中
4	小中

【補助対象要件確認事項】

1. 年度就学援助費について 認定済 申請中

2. 児童・生徒が自宅において常時インターネットに接続し、学習に利用できる通信環境の整備状況

整備済 (Wi-Fi 有線) 契約通信会社名: _____

3. インターネットの整備時期 前年度以前 今年度4月以降 (月)

4. 通信費確認書類 領収書、請求書、口座振替通知 契約、申込内容確認書 その他 ()

振込口座 (申請者名義の口座)	1. 就学援助費と同じ申請者名義の口座へ振込	
	2. 下記申請者名義の口座へ振込希望	
	金融機関名	預金種別 口座番号(右詰めで記入のこと)
	銀行 支店 金庫 出張所 農協 支所	普通・当座 フリガナ 口座名義

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

山 口 市 長

オンライン学習通信費補助金交付決定通知書

申請のありました、オンライン学習通信費補助金につきましては、下記のとおり交付することを決定しましたので、山口市オンライン学習通信費補助金交付要綱第6条第2項に基づき通知します。

記

- 1 補助金は、山口市オンライン学習通信費補助金交付要綱に基づき、年1万4千円を上限に当該年度の3月に交付する。
- 2 交付の条件は、山口市オンライン学習通信費補助金交付要綱によるものとし、申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

様式第3号（第6条関係）

山教学第 号
年 月 日

様

山口市長

オンライン学習通信費補助金不交付決定通知書

申請のありました、オンライン学習通信費補助金につきましては、審査の結果不交付となりましたので、山口市オンライン学習通信費補助金交付要綱第6条第2項に基づき通知します。

様式第4号（第9条関係）

山教学第 号
年 月 日

様

山口市長

オンライン学習通信費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け山教学第 号で交付決定しましたオンライン学習通信費補助金につきましては、交付決定の取消しをしたので、山口市オンライン学習通信費補助金交付要綱第9条第2項に基づき通知します。

記

1 取消理由